

視点6 “ともに働く”意識の開拓

行動11

経営者へ障害者雇用の働きかけを推進します。

障害者雇用促進法等により、障害者雇用に対する企業への要請が高まってきていますが、その反面、障害者雇用に不安を抱く企業も少なくありません。そこで、東京経営者協会では、障害者を雇用することを困難に感じている企業に対して、障害者雇用相談を実施しています。

また、今後、多くの企業に障害者雇用への理解と実現を図るため、相談事業や情報提供等のサービスの拡充を図っていきます。

◇主なサービス（東京経営者協会）

- 1 **コンサルテーションサービス**
企業の状況に合わせた個別相談、特例子会社設立準備支援、継続就労支援等
(毎月第2水曜日)
- 2 **セミナー開催**
法・制度改正等の周知、障害者雇用拡大を目的としたセミナーを随時開催
- 3 **調査・出版**
特例子会社設立マニュアル
障害者雇用に関するアンケート
企業担当者のための障害者雇用実務ハンドブック等

(東京経営者協会)

事業名・事業内容	平成20年度 実績	平成21年度 実績	平成22年度 事業目標	担 当
<p>11-1 企業への障害者雇用相談の実施</p> <p>月に1度、障害者雇用アドバイザーによる対面での相談。</p> <p>その他、電話・メールによる相談を適宜実施。</p>		<p>電話、直接面談による障害者雇用相談を実施</p> <p>関係諸機関主催会合等を当協会のメールマガジンで紹介するなど連携を深めた。</p>	<p>関係諸機関との連携を強め、質の高い雇用促進に資する相談体制を充実する。</p> <p>◆コンサルテーションサービス</p> <p>企業の状況に合わせた個別相談、特例子会社設立準備支援、継続就労支援等（毎月第3水曜日）</p>	<p>【事業所管】 東京経営者協会</p>
<p>11-2 【緊急雇用創出事業】 企業等の訪問による障害者雇用普及啓発事業</p> <p>対象企業を個別に訪問し、都の障害者雇用支援メニューを紹介する。特に、「中小企業雇用支援助成事業」「特例子会社設立支援事業」「東京都障害者雇用優良企業登録制度」については重点的に説明し、障害者雇用の促進に資する。</p>	<p>21年度 新規事業</p>	<p>訪問企業 5,162社</p> <p>障害者雇用普及啓発推進員 3名</p>	<p>訪問企業 5,000社</p> <p>障害者雇用普及啓発推進員 16名</p>	<p>【事業所管】 東京都</p>
<p>11-3 「特例子会社等設立促進助成金」の活用</p> <p>【支給期間】 3年間</p> <p>【支給金額】 雇用規模・経過年度により 1,000万円～5,000万円 (年額)</p>	<p>21年度 新規事業</p>	<p>各種雇用支援セミナー、雇用率達成指導時に周知、特例子会社の設立を促進</p>	<p>「特例子会社等設立促進助成金」を活用し、特例子会社の設立を促進する。</p>	<p>【事業所管】 東京労働局</p> <p>【実施主体】 ハローワーク 東京労働局</p>

行動12

企業への障害者雇用の啓発活動を推進します。

「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」の改正内容（※）をはじめ、中小企業での障害者雇用のノウハウ等について、地域の経営者や担当者向けセミナー・講習会等を通じて周知・普及を図っていきます。

また、障害者と中小企業のマッチングを促進し、障害者の中小企業での定着率の向上に資するため、東京都の特別支援学校等と東京商工会議所会員企業との情報交換の実施について検討していきます。

※ 「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」では、中小企業における各種の雇用促進策が実施されています。

(東京商工会議所)



事業名・事業内容	平成20年度 実績	平成21年度 実績	平成22年度 事業目標	担 当
12-1 経営者向けセミナー等の実施 東京労働局、障害者雇用アドバイザー、東京障害者職業センターの協力のもと、「障害者雇用促進セミナー」を実施。		6月に障害者雇用促進法改正等に関するセミナーを開催、80名を超す参加者を得た。	法改正により新たに納付金制度になる中小規模事業所に向けた、きめ細かいセミナー、情報提供を行い周知徹底を図る。 全会員を対象とした障害者雇用を促進するための実践的セミナー等を開催する。	【事業所管】 東京経営者協会
12-2 事業者向けセミナー等の実施 地域の経営者や担当者向けセミナー・講習会等を実施。	障害者雇用促進イベント「踏み出そう！ともに生きる未来へ！」 (199名参加)	【本部】 7月 「中小企業のための障害者雇用促進セミナー」開催 (73名参加) 【世田谷支部】 10月 雇用促進イベント「手をつなごう明るい未来へ！」開催 (170名) 11月 障害者就労支援センター見学会 (36名) 2月 特例子会社見学 (23名) 3月 勉強会「雇用関係助成金奨励金活用セミナー」 (33名)	【本部】 (財)東京しごと財団の職場体験実習受入れ企業募集の周知に協力予定。 【世田谷支部】 6月、8月、1月の各月 企業対象の研修会開催予定 10月 雇用促進イベントを開催予定。 11月、2月の各月 区内産業団体の共催で啓発事業実施予定。	【事業所管】 東京商工会議所
12-3 特別支援学校等との情報交換 特別支援学校と雇用企業との間で具体的に情報交換を実施する。	障害者雇用促進イベントで事例発表	【世田谷支部】 10月開催の雇用促進イベントにおいて、企業、特別支援学校、障害者就労支援センター等を交えたパネルディスカッションを開催	【世田谷支部】 10月開催予定の雇用促進イベントのほか、世田谷区障害者雇用促進協議会への参画を通じ、特別支援学校、企業、関係団体の情報交換を随時開催(総会1回、常任幹事会4回開催予定)	【事業所管】 東京商工会議所
12-4 企業向け普及啓発セミナー 東京都(福祉保健局、教育庁及び産業労働局)が東京労働局と連携して企業向け普及啓発セミナーを開催する。	第1回:特別支援学校生徒のインターンシップ・雇用促進に向けて(参加人数230人) 第2回:これから障害者雇用に取り組む企業への普及啓発セミナー(参加人数146人) 第3回:障害者雇用、関係機関が支えます(参加人数79人)	第1回:特別支援学校生徒のインターンシップ・雇用促進に向けて(参加人数:169人) 第2回:障害者雇用関係機関が支えます(参加人数:250人) 第3回:障害者雇用、具体的な取組みのご紹介(参加人数:109人)	第1回:特別支援学校生徒を企業に紹介(教育庁企画) 第2回:福祉施設等支援機関の支援内容について企業に紹介(福祉保健局企画) 第3回:企業の雇用事例紹介など企業に広く理解促進を図る(産業労働局企画)	【事業所管】 東京都
12-5 企業向けワークショップ等の実施(拡充) 「精神障害者の雇用管理」や「中小企業における障害者雇用」等をテーマとした企業の意見交換会やセミナーを開催する。 【規模】 ワークショップ 8回 セミナー 10回	ワークショップ: 12回 セミナー: 3回	ワークショップ: 8回 セミナー: 10回	企業のニーズに応じた多彩なテーマ・内容を設定し、障害者雇用の啓発や働きかけを推進する。 特に中小企業に重点を置き昨年の18回から21回に回数を増やし実施する。	【事業所管】 東京障害者職業センター

行動13

「障害者雇用支援月間」「障害者週間」 等でのPRを充実します。

障害者雇用支援月間（9月）、障害者週間（12月3日～9日）において、メディアに本行動宣言のPRや企業の求人広告を掲載していきます。

また、その期間に、各種イベントなどを「障害者雇用促進キャンペーン」として実施するとともに、広報東京都、ポスター、車内つり広告等でPRしていきます。

（東京都、東京しごと財団）

< (株)ユニクロの事例 >

「全店舗に最低一名、障害を持った方を雇用する」

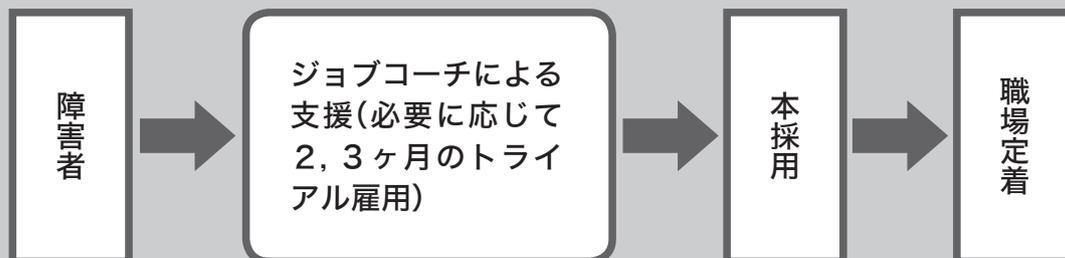
～経営トップの明確な方針

【雇用数】 783名

【雇用率】 7.43% *平成19年6月1日現在

【業務内容】 店舗での商品確認、仕分け、補整、清掃等

【特色】 職場定着率が高い。



事業名・事業内容	平成20年度 実績	平成21年度 実績	平成22年度 事業目標	担 当
<p>13-1 障害者雇用支援月間（9月）における情報発信関係事業</p> <p>企業・都民の皆様に向けて、障害者雇用の機運情勢と障害者雇用支援のためシンポジウム等普及啓発事業を実施する。</p>		<p>パネル展示 9／1～9／30 障害者雇用に積極的に取り組む企業や、働く障害者の就業の様子</p> <p>シンポジウム9／29 ・講演「精神障害者の就労」 ・SSTデモンストレーション</p>	<p>パネル展示（9月） シンポジウム（9月10日） の実施</p>	<p>【事業所管】 東京都 東京しごと財団</p>
<p>13-2 障害者週間におけるPRの実施</p> <p>障害者週間のPR用ポスターに障害者の就労支援の内容を盛り込むなど、障害者への普及啓発を行う。</p>	<p>月間「福祉保健」 に掲載</p>	<p>広く障害者問題に関する普及啓発として、障害者週間記念の集い「ふれあいフェスティバル」、啓発ポスターの掲示等の取組を実施した。</p>	<p>障害者週間中の機会を捉えて、就労支援に係る内容を盛り込み、効果的な普及啓発を図っていく。</p>	<p>【事業所管】 東京都</p>

行動14

障害者雇用好事例集や職場で配慮すべき事項を紹介します。

これまでも関係機関等により、障害者雇用好事例集を発行してきましたが、それをさらに充実していきます。

また、障害者雇用に当たっての留意点のほか、雇用支援制度や地域の関係機関を紹介する「障害者雇用促進ハンドブック」を発行してきましたが、今後、より広く配布していきます。

そして、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、内部障害、知的障害、発達障害、高次脳機能障害、精神障害それぞれの障害特性や就労上配慮すべき事項の紹介、地域の就労支援機関の支援状況などの紹介に新たに取り組み、企業が障害者雇用にさらに積極的に取り組めるよう支援していきます。

(東京都、東京障害者職業センター)

<横河電機グループの事例>

知的障害者の職域開拓と障害者のキャリアアップを支援！

(グループで)

【雇用数】 149名 【雇用率】 2.14% ※平成19年6月1日現在

【特色】 知的障害者の職域の広さと人材育成

【横河ファウンドリー(株)】 ～知的障害者の職種一覧

人事・総務事務、経理事務（PC）、名刺作成、銘板（製品用シール）作成、IDカード作成、ゴム印作成、ホームページ更新、データオペレーション、書類の発送代行、社内便集配、カタログ在庫管理・発注、リサイクル（古紙回収など）など

事業名・事業内容	平成20年度 実績	平成21年度 実績	平成22年度 事業目標	担 当
<p>14-1 就労支援機関PR～企業向けDVDの作成・配布</p> <p>企業に対して、地域の就労支援機関の支援状況などを紹介するDVDを作成、配布し、就労支援機関の一層の活用を図っていく。</p>	<p>21年度 新規事業</p>	<p>60分 5 部 構成 のDVDを 3,000本制作</p> <p>就労支援機関への配布</p>	<p>各区市町村障害者就労支援事業者及び各障害者就業・生活支援センターにおいて、企業への啓発に活用を図る。</p>	<p>【事業所管】 東京都</p>
<p>14-2 学校PR～企業向けDVDの作成の推進(再掲)</p> <p>各企業の障害者雇用に対する理解啓発や企業開拓時のプレゼンテーションに活用するため、卒業生の就労先での活躍の様子等を盛り込んだDVDを作成し活用する。</p>	<p>各校配布</p>	<p>障害種別ごとに編制されているDVDの映像に合わせたプレゼンテーションができるよう、場面の特徴を捉えた説明マニュアルを作成した。</p> <p>本マニュアルは、企業向け普及啓発セミナー(本プログラムNo.31)において活用し、企業の人事担当者向けに効果的なPRができた。</p>	<p>平成21年度に引き続き、各校進路担当者の企業開拓活動に活用し、各企業の障害者雇用に対する理解啓発を促す。</p>	<p>【事業所管】 東京都教育委員会</p>
<p>14-3 雇用好事例集などの作成</p> <p>うつ病のある者を中心とした精神障害者の職場復帰支援(リワーク)で蓄積した事例から、企業向けの支援マニュアルを作成・配布する。</p>	<p>21年度 新規事業</p>	<p>リワーク支援で蓄積した事例を踏まえ、特に発達障害がベースにあるうつ病者の職場復帰に係る企業向け支援マニュアル『職場でこころと空気が読めずに困っている社員を支える本』を作成し、関係者に対し普及を行った。</p>	<p>精神障害者の状態像及び企業の状況に応じた職場復帰支援に関する具体的なノウハウを提供し、休職者を抱える企業への普及・啓発を行う。</p>	<p>【事業所管】 東京障害者職業センター</p>
<p>14-4 障害者雇用実態調査の実施【緊急雇用創出事業】</p> <p>精神障害者、発達障害者、高次脳機能障害者、難病患者等について委託調査を行い、その結果を普及啓発リーフレットとして作成する。</p>	<p>21年度 新規事業</p>	<p>実施時期:平成22年2月</p> <p>回収状況: 有効回収数 32,033社 (有効回収率 17.8%)</p>	<p>21年度障害者雇用実態調査(アンケート)で回答の得られた企業のうち、300社を対象。</p> <p>精神障害者、発達障害者、高次脳機能障害、難病患者等についてヒアリング調査を行い、その結果を普及啓発リーフレットとして作成する。</p>	<p>【事業所管】 東京都</p>

視点7 中小企業の障害者雇用をサポート

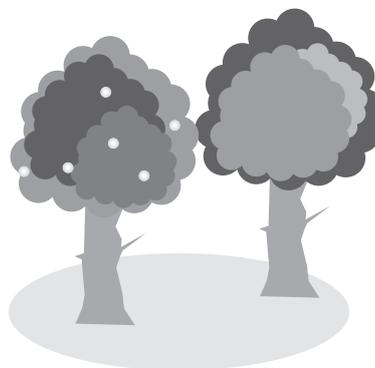
行動15 中小企業の雇用に向けた新たな仕組みを検討します。

東京都中小企業団体中央会は、中小企業の障害者雇用について、講習会をはじめとするあらゆる会議の場や情報誌・ホームページ等を活用して、広報・啓発を図っていきます。

また、中小企業が事業協同組合等を活用して、共同で障害者を雇用する新たな仕組みを検討していきます。(※)

※ 「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」では、この事業協同組合等が、共同事業として障害者を雇用した場合には、当該組合と組合員企業とをまとめて雇用率を算定できることになっています。

(東京都中小企業団体中央会)



事業名・事業内容	平成20年度 実 績	平成21年度 実 績	平成22年度 事 業 目 標	担 当
15-1 事業協同組合の活用 による新たな仕組み の検討	事業協同組合等 向けの研修会の 実施	本会会員組合の中から、 業界を代表する15組合を 対象に、傘下組合員企業 が雇用している障害者数 等についてアンケート調 査を行い、中小企業にお ける障害者雇用者数の現 状把握に努めた。	本会では、都内中小企 業1,500社を対象に毎年、 労働に関する調査を行っ ている。本年度は、その 調査において、障害者の 雇用に関する項目を設け、 中小企業における障害者 雇用の状況や課題につい て調査を行う。その調査 結果を踏まえ、中小企業 における障害者雇用の実態 を把握するとともに、事 業協同組合等を活用した 障害者雇用の可能性を探 る。	【事業所管】 東京都中小 企業団体中 央会

行動16

中小企業に対する支援を強化します。

中小企業団体をはじめとする関係機関と密接に連携しながら、中小企業への雇用支援策を推進し、中小企業における雇用促進を図っていきます。

○中小企業障害者雇用支援助成事業の推進

東京都は、障害者の雇用開始後、国の助成期間と合わせて3年間について、都独自の賃金助成を行い、中小企業における障害者の雇用促進・定着を図ります。

○東京ジョブコーチ支援事業の推進

東京都独自の「東京ジョブコーチ」を養成し、初めて障害者を雇用する中小企業等に出向いて支援を行うことにより、障害者の職場定着を図ります。

○総合コーディネート事業の推進

東京しごと財団が、総合コーディネート事業の一環として、企業合同説明会、企業向け普及啓発セミナー、障害者雇用企業見学会等を実施しており、それらを通じて、中小企業における障害者の雇用促進を図ります。

○障害者雇用優良企業登録制度の創設

障害者を多数雇用している企業の登録を募り、シンボルマークの作成、ホームページ等での紹介等により、その取組を東京都が広く周知していきます。

また、登録企業のうち、中小企業については、東京都中小企業制度融資の産業力強化融資制度を適用していきます。

(東京都、東京しごと財団)

事業名・事業内容	平成20年度 実績	平成21年度 実績	平成22年度 事業目標	担 当
16-1 中小企業障害者雇用支援助成事業 国の「特定求職者雇用開発助成金」受給満了後、中小企業に対して、最大2年間の賃金助成を行う。(就業場所が都内、「特開金」満了後も引き続き雇用継続が条件。) 【給付内容】 ・重度障害者 月額3万円(定額) ・重度以外 月額1万5千円(〃) ・訪問相談員による相談支援	継続雇用計画書提出件数：110件 支給決定件数：46件 助成金額計：6,450千円	継続雇用計画書提出件数：105件 支給決定件数：243件 助成金額：36,885千円	都内の中小企業の就業支援と定着支援を図る。 平成22年度支給決定予定件数672件	【事業所管】 東京都
16-2 東京ジョブコーチ支援事業の推進(再掲) 拡充 都独自の東京ジョブコーチを養成し、職場定着を支援する。	ジョブコーチ数：20名 支援開始数：67件 稼働延日数：234日	ジョブコーチ数：40名 支援開始数：271件 稼働延べ日数：2,699日	ジョブコーチ数：60名登録 22年度20名養成 支援目標480件 精神障害者等支援研修の継続実施	【事業所管】 東京都 【実施主体】 東京しごと財団
16-3 総合コーディネート事業の推進 拡充 職業訓練から雇用就業に結びつけるコーディネート機能を駆使して、関係機関と連携し、企業合同説明会や相談会、普及啓発セミナーなど障害者の一般就労に受けた事業を実施する。	(1)就労支援機関と意見交換会：2回 (2)普及啓発セミナー：14回 (3)求職者と就職者の交換会：2回 (4)企業合同説明会：2回 (5)就労総合相談会：4回 (6)職場体験実習：317件 等	(1)就労支援機関との意見交換会 年2回 (2)普及啓発セミナー 年9回 (3)求職者と就職者の交換会 年2回 (4)企業合同説明会 年2回 (5)就労総合相談会 年4回 (6)職場体験実習 年399件 他	(1)就労支援機関との意見交換会 年2回 (2)普及啓発セミナー 年9回 (3)求職者と就職者の交換会 年2回 (4)企業合同説明会 年2回 (5)就労総合相談会 年4回 (6)職場体験実習 年500件 (7)職場体験実習面談会 年4回 (8)障害者就活セミナー 年4回 (9)障害者雇用企業等情報ネットワーク構築事業 年3回 (10) 障害者就業支援情報コーナーの設置 他	【事業所管】 東京都 【実施主体】 東京しごと財団
16-4 障害者雇用優良企業登録制度の推進 【障害者雇用優良企業】 ・都内に本社又は事業所を設置 ・労働者が300人未満 ・障害者雇用率が2.1%以上 等	21.3 シンボルマーク・名称決定 21.4.1 登録受付開始	12社登録	障害者を率先して雇用し、能力活用に積極的な企業の登録を募り、シンボルマークの利用、東京都のホームページへの掲載により、企業のイメージアップと、障害者雇用の普及啓発を図る。	【事業所管】 東京都
16-5 「特定求職者雇用開発助成金」の活用 身体・知的障害者 1年6月 90万円→135万円 身体・知的(重度・45歳以上) 2年 160万円→240万円 短時間労働 1年6月 60万円→90万円	21年度 新規事業	ハローワーク窓口、事業所訪問時、各種雇用支援セミナーで周知、活用を促進 支給決定件数：3,969件(全規模企業)	事業主に周知し、活用を促すことで障害者の新規雇用の促進を図る。 特に中小企業事業主に対しては、助成制度が拡充されていることを周知し活用を促す。	【事業所管】 東京労働局 【実施主体】 ハローワーク 東京労働局
16-6 「障害者雇用ファースト・ステップ奨励金」の活用 雇用経験のない中小企業が、ハローワークの紹介により障害者を雇用する場合、100万円を支給する。	21年度 新規事業	支給決定件数：15件	中小企業事業主に周知を図り、奨励金を活用して、障害者の雇用経験がない中小企業が障害者の雇用に踏み出せるよう支援する。	【事業所管】 東京労働局 【実施主体】 ハローワーク 東京労働局

視点8 法定雇用率達成を目指す

行動17 企業等への法定雇用率達成に向けた指導を強化します。

○指導基準に基づいた厳正な指導

東京における企業指導が全国の障害者雇用に大きな影響を及ぼすことも踏まえながら、大企業に対する厳正な指導を徹底するとともに、中小企業にも重点を置いて、ハローワークの所長によるトップ指導など効果的な指導を展開していきます。

企業への個別指導に当たっては、業種や規模、雇用実績の有無等を踏まえ、個々の状況に応じて具体的な提案・支援型指導を実施します。

また、企業の雇用好事例を紹介するセミナーや企業の見学会、就職面接会・ミニ面接会・企業グループ面接会などを開催します。

○公的機関に対する指導

法定雇用率未達成の公的機関に対して、速やかに雇用率を達成するよう指導を強化します。

(東京労働局)



事業名・事業内容	平成20年度 実績	平成21年度 実績	平成22年度 事業目標	担 当
17-1 基準に基づいた指導 大企業に対する指導を継続しつつ、中小企業にも重点をおいて、指導基準に基づいた厳正な雇用率達成指導を展開する。	指導件数： 33,429件 企業名 公表：2件	指導件数　：32,961件 企業名公表：5件	大企業に対する指導を継続しつつ、中小企業に重点をおいて、指導基準に基づいた厳正な雇用率達成指導を展開する。	【事業所管】 東京労働局 【実施主体】 ハローワーク 東京労働局

視点9 公的機関も雇用拡大へチャレンジ

行動18 都庁でのチャレンジ雇用を拡充します。

東京都は、身体障害者を660人雇用しています（雇用率3.09%）。

東京都教育委員会は、身体障害者を709人雇用していますが、実雇用率は1.73%（法定雇用率2.0%）と法定雇用率に達しておらず、今後、雇用の拡充について検討していきます。

また、平成20年度から、知的障害者や精神障害者のチャレンジ雇用を開始しています。都庁において、知的障害者や精神障害者を短期間雇用し、その業務経験を踏まえて、一般企業への就職の実現を図ります。

今後、都庁のチャレンジ雇用を拡充するとともに、都内の区市町村等でもチャレンジ雇用を促進していきます。 （東京都）

<コラム2>

都庁チャレンジ雇用（20年度前期）の経験者の声（業務日誌より）

Aさん ……

○アンケートのパソコン入力では読みにくいのが何箇所もありましたが、打ち終わってよかったです。あとは最後の見直しをしたいと思います。

○コピー機や印刷機での立ち作業では、集中して足の疲れを忘れていたことがありました。でも、セミナーなどで使われているのを見ると、頑張った甲斐がありました。

Bさん ……

製本テープを貼るときに、シワと隙間ができないように貼るのがとても難しかったです。これも含めて全部勉強になったので、よかったです。

東京都に来て思うのは、「経験・勉強・挑戦」になることが多いということです。

事業名・事業内容	平成20年度 実績	平成21年度 実績	平成22年度 事業目標	担 当
18-1 教育委員会の一般の雇用の拡充 教員採用における障害者対象の相談会の実施など個別の取組を進めるほか、障害者雇用を大きく拡充するための方策について検討を進める。	724名 (20.6.1現在)	710名 (21.6.1現在)	教育委員会の雇用の拡充のための具体的な方策について、知事部局とも連携し引き続き検討していく。	【事業所管】 東京都教育委員会
18-2 チャレンジ雇用の拡充 知的障害者・精神障害者を臨時職員として短期雇用する。 【期 間】 4か月間→6か月間 【人 数】 12人→16人	4か月間 12人雇用	6か月間 16人雇用 (福祉保健局12人・産業労働局4人)	6か月間 16人雇用 (福祉保健局12人・産業労働局4人) 都庁でのチャレンジ雇用の引き続きの実施とともに、都内区市町村のチャレンジ雇用に向けての「雇用情報交換会」を開催し、区市町村での取り組みを支援していく。	【事業所管】 東京都
18-3 【緊急雇用創出事業】によるチャレンジ雇用(拡充) 厳しい雇用情勢において離職を余儀なくされた知的障害者・精神障害者を臨時職員として短期雇用する。 【期 間】 6か月 【人 数】 13人	21年度 新規事業	6か月間 13人雇用 (福祉保健局13人)	6か月間 16人雇用 (福祉保健局13人・教育庁3人)	【事業所管】 東京都

視点10 「働きたい」と「雇いたい」をマッチング

行動19

「キャリア形成シート(個別移行支援計画を含む)」を就労支援機関、企業等に引き継ぎます。

特別支援学校が策定する「個別移行支援計画」を、在学中の早い時期から、区市町村障害者就労支援センターや障害者就業・生活支援センター等の地域の就労支援機関と情報共有し、一人ひとりのニーズに応じた継続的支援を実施していきます。

また、地域の就労支援機関は、個別移行支援計画を引き継いで、マッチングの支援ツール（キャリア形成シート）を作成し、訓練利用、就職、離職、再就職の各ステージで、十分な情報を盛り込み、本人の主体性に配慮しつつ、企業等に引き継いでいきます。

そして、キャリアカウンセリングの実施のもと、本人の就労の目標や希望、キャリア形成上の課題が、就職や就労の継続に活かされるよう工夫していきます。

(就労支援機関、東京都教育委員会、東京都)



事業名・事業内容	平成20年度 実 績	平成21年度 実 績	平成22年度 事 業 目 標	担 当
<p>19-1 個別移行支援計画の引き継ぎ</p> <p>特別支援学校在学中の早い時期から、地域の就労支援機関と情報共有し、生徒一人ひとりのニーズに応じた継続的な進路指導、就労支援を実施する。</p>	<p>個別の教育支援計画を全ての特別支援学校で作成。</p>	<p>特別支援学校（54校）において個別の教育支援計画を作成し、児童・生徒一人ひとりのニーズに応じた的確な支援を実施した。</p> <p>特別支援学校高等部設置校（34校）において、高等部3年次に区市町村障害者就労支援センター等と情報を共有し、実習先での職業指導や職場定着等の支援策等を個別移行支援計画に明記するなどして、生徒一人ひとりのニーズに応じた支援を図った。</p>	<p>個別移行支援計画を活用するなどして、区市町村障害者就労支援センター等と情報を共有し、実習先での職業指導や、職場定着等を図る。</p>	<p>【事業所管】 東京都教育委員会</p> <p>【実施主体】 特別支援学校 就労支援機関</p>

行動20

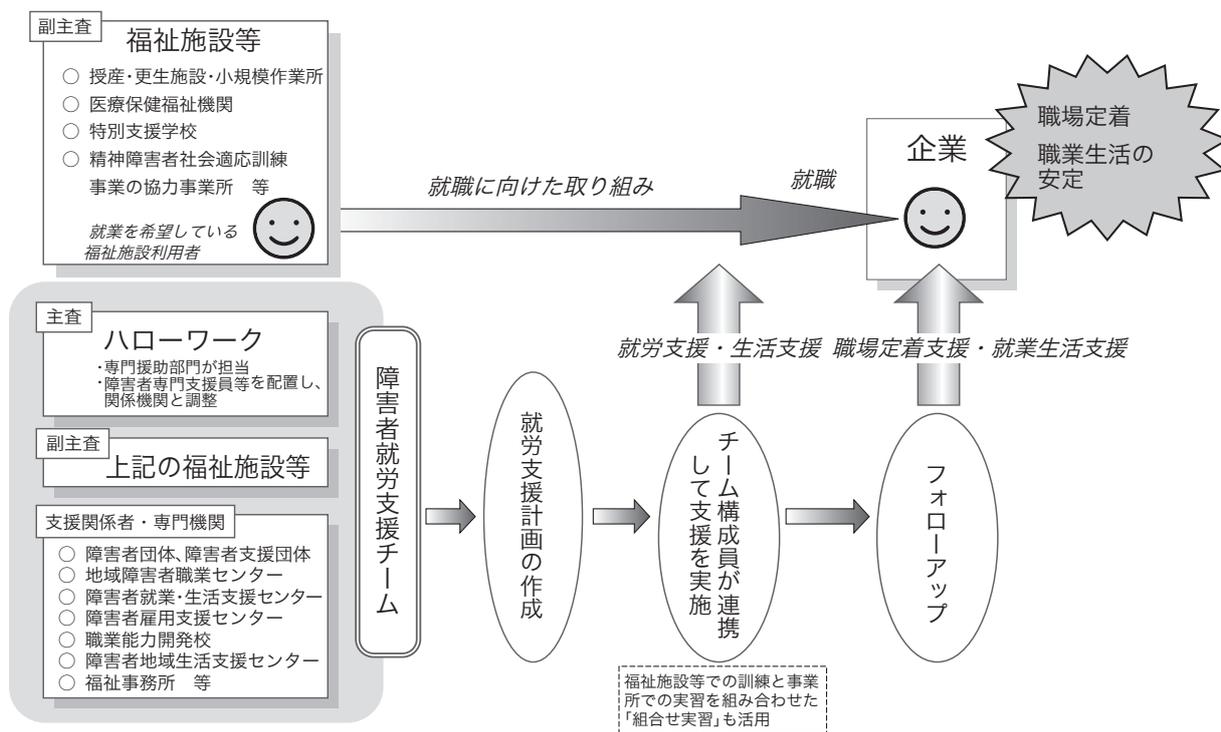
ハローワーク・福祉施設・就労支援機関・企業が顔の見える関係を構築します。

ハローワークと福祉施設が顔の見える連携を行い、障害者の情報、企業を共有し、障害者本人の希望や力量、適性に配慮したマッチングを行います。

就労支援機関が就労支援ネットワークを活用し、企業や福祉施設の見学会などの交流を実施し、企業と福祉施設が相互に理解を深めていきます。

ハローワークを中心とした「チーム支援」

～「地域障害者就労支援事業」のスキームの全国展開～



(ハローワーク、福祉施設、就労支援機関)

事業名・事業内容	平成20年度 実 績	平成21年度 実 績	平成22年度 事 業 目 標	担 当
<p>20-1 ハローワークを中心としたチーム支援の実施</p> <p>ハローワークが地域の福祉施設や支援機関と連携した「障害者就労支援チーム」を編成し、就職の準備段階から就職後の定着まで一貫した支援を行う。</p>	<p>チーム支援就職件数：1,077件</p>	<p>地域の関係機関との連携を強化し、個々の障害者に対しハローワークを中心としたチーム支援を実施し、就職の促進を図った。</p> <p>チーム支援就職件数：1,283件</p>	<p>地域の関係機関との連携を強化し、個々の障害者に対しハローワークを中心としたチーム支援を積極的に展開する。</p>	<p>【事業所管】 東京労働局</p> <p>【実施主体】 ハローワーク 就労支援機関</p>